

介護給付費過誤申立事由コード一覧（抜粋）

該当様式	サービス種類	申立コード	申立理由
様式第二	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	10 02	請求誤りによる実績取り下げ
		10 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第二の二	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	11 02	請求誤りによる実績取り下げ
		11 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第三	短期入所生活介護	21 02	請求誤りによる実績取り下げ
		21 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第四	老人保健施設型短期入所療養介護	22 02	請求誤りによる実績取り下げ
		22 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第五	病院療養型短期入所療養介護	23 02	請求誤りによる実績取り下げ
		23 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第三の二	介護予防短期入所生活介護	24 02	請求誤りによる実績取り下げ
		24 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第四の二	介護予防老人保健施設型短期入所療養介護	25 02	請求誤りによる実績取り下げ
		25 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第五の二	介護予防病院療養型短期入所療養介護	26 02	請求誤りによる実績取り下げ
		26 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第六	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	30 02	請求誤りによる実績取り下げ
		30 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	31 02	請求誤りによる実績取り下げ
		31 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第六の三	特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	32 02	請求誤りによる実績取り下げ
		32 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護	33 02	請求誤りによる実績取り下げ
		33 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第六の五	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	34 02	請求誤りによる実績取り下げ
		34 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	35 02	請求誤りによる実績取り下げ
		35 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第七	居宅介護支援	40 02	請求誤りによる実績取り下げ
		40 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第七の二	介護予防居宅介護支援	41 02	請求誤りによる実績取り下げ
		41 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）

介護給付費過誤申立事由コード一覧（抜粋）

該当様式	サービス種類	申立コード	申立理由
様式第八	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	50 02	請求誤りによる実績取り下げ
		50 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第九	介護老人保健施設	60 02	請求誤りによる実績取り下げ
		60 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第十	介護療養型医療施設	70 02	請求誤りによる実績取り下げ
		70 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第四の三	介護医療院における短期入所療養介護	2A 02	請求誤りによる実績取り下げ
		2A 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第四の四	介護医療院における介護予防短期入所療養介護	2B 02	請求誤りによる実績取り下げ
		2B 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式第九の二	介護医療院	61 02	請求誤りによる実績取り下げ
		61 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）

介護予防・日常生活支援総合事業費の過誤申立コード（抜粋）

該当様式	サービス種類	申立コード	申立理由
様式二の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）	10 02	請求誤りによる実績取り下げ
		10 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
様式七の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費）	20 02	請求誤りによる実績取り下げ
		20 12	請求誤りによる実績取り下げ（同月）

■通常過誤

- ・毎月10日 交野市受付締め切り
- ・締切月の13日前後に過誤処理

過誤処理月の翌月以降に当該過誤処理に係る再請求をする。過誤分については介護報酬の支払いからいったん減額され、再請求によって改めて介護報酬で支払われる。

※ 通常過誤の場合、必ず国保連合会からの「過誤決定通知書」を確認してから再請求して下さい。

■同月過誤

- ・毎月25日 交野市受付締め切り
- ・締切月の翌月初頭に過誤処理

過誤処理月と同月に当該過誤処理に係る再請求をする。これにより過誤分と再請求分を相殺処理の上で介護報酬が支払われることになる。過誤額が高額となる場合などに事業所の金銭的負担を軽減するために実施するもの。

※ 同月過誤の場合、過誤処理月と同月に再請求がないと通常過誤として扱われます。

交野市高齢介護課

TEL 072-893-6409（直通） 内線682・687